



長野市上下水道局イメージキャラクター

「みずなちゃん」

資料 2

下水道使用料の他市の状況等について

説明内容

- 1 長野市の下水道の使用料体系
- 2 令和6年度長野市の污水排除量の状況
- 3 使用料体系における長野市と中核市・県内市との比較
- 4 中核市の資産維持費の算入について
- 5 他市の状況まとめ

1 長野市の下水道の使用料体系

下水道の使用料体系は、使用量の有無に関わりなく定額料金とする基本使用料制、又は使用量に応じた超過使用料（従量使用料）制のどちらかで構成される一部使用料制と、基本使用料に超過使用料を加える二部使用料制の2種類に大別され、長野市は二部使用料制を採用しており、全国1,300事業体の約9割も同様の体系を採用しています。

基本使用料は、污水の種別ごとに8m³又は10m³までの污水排除量を含む基本水量制とし、超過使用料は、污水排除量に応じて使用料が段階的に高くなる累進制としています。

表1-1 長野市の下水道使用料 料金表

平成18年6月1日改定（改定率8.00%）

平成26年4月1日、令和元年10月1日消費税率の改定に合わせて改定

（1か月・税込）

種別	基本使用料		超過使用料（1m ³ につき）		
	污水排除量	使用料(円)	污水排除量(m ³)	使用料(円)	段階数
一般污水	8m ³ まで	1,488.3	9 ～ 20	170.5	6段階
			21 ～ 50	194.7	
			51 ～ 100	227.7	
			101 ～ 300	259.6	
			301 ～ 500	288.2	
			501 以上	310.2	
別荘污水	10m ³ まで	1,829.3	11 ～ 20	170.5	6段階
			21 ～ 50	194.7	
			51 ～ 100	227.7	
			101 ～ 300	259.6	
			301 ～ 500	288.2	
			501 以上	310.2	
公衆浴場污水	8m ³ まで	1,111.0	9 ～ 1,200	23.1	2段階
			1,201 以上	44.0	

2 令和6年度 長野市の污水排除量の状況

表2-1 1か月当たりの汚水量区分ごとの調定件数及び污水排除量

汚水量区分	調定件数（件）		R3の割合	污水排除量（m ³ ）		R3の割合
8 m ³ 以下	354,075	34.9%	32.6%	2,847,345	7.8%	6.7%
9～20 m ³	406,219	40.1%	39.9%	11,581,002	31.6%	31.6%
21～30 m ³	165,584	16.3%	17.9%	8,238,601	22.5%	23.6%
31～50 m ³	65,426	6.5%	7.6%	4,888,295	13.3%	14.8%
51～100 m ³	10,984	1.1%	1.2%	1,456,320	4.0%	4.1%
101～200 m ³	7,417	0.7%	0.4%	1,075,785	2.9%	3.0%
201～300 m ³	1,407	0.1%	0.1%	897,490	2.4%	1.7%
301～500 m ³	1,107	0.1%	0.1%	1,533,802	4.2%	2.1%
501 m ³ 以上	1,610	0.2%	0.2%	4,157,959	11.3%	12.4%
51～501 m ³ 以上再掲	22,525	2.2%	2.0%	9,121,356	24.8%	23.3%
合 計	1,013,829	100.0%	100.0%	36,676,599	100.0%	100.0%

図2-1 汚水量区分別調定件数

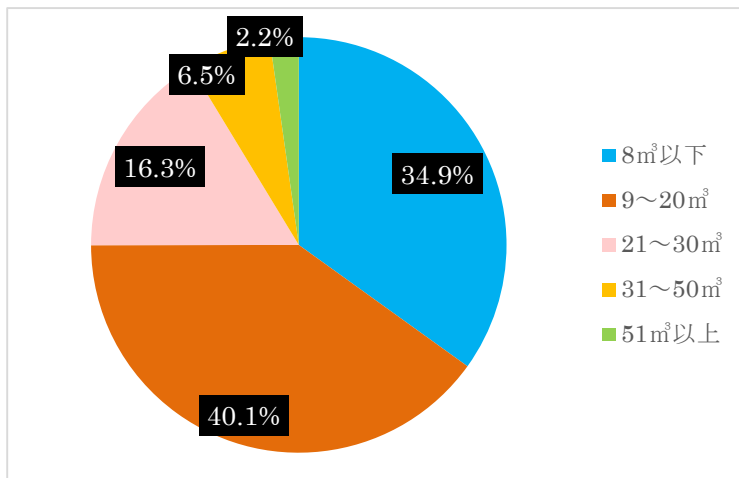
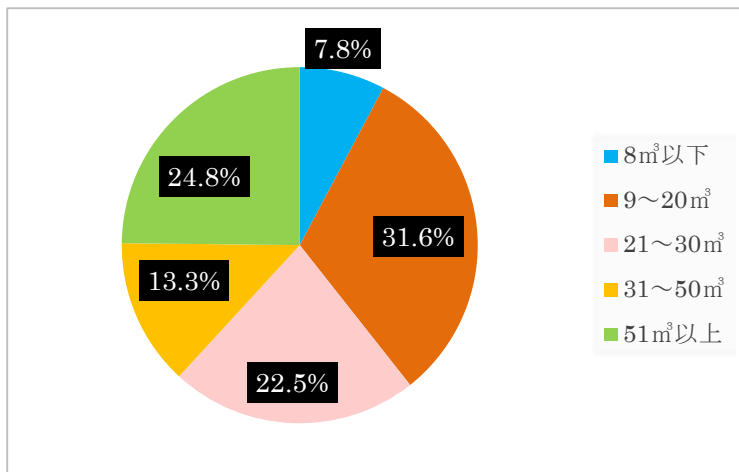


図2-2 汚水量区分別污水排除量



3 使用料体系における長野市と中核市・県内市との比較（令和7年度）

(1) 1か月20m³の下水道使用料（基本使用料＋超過使用料）

図3-1 中核市（62市）の下水道使用料（1か月・20m³・税込）

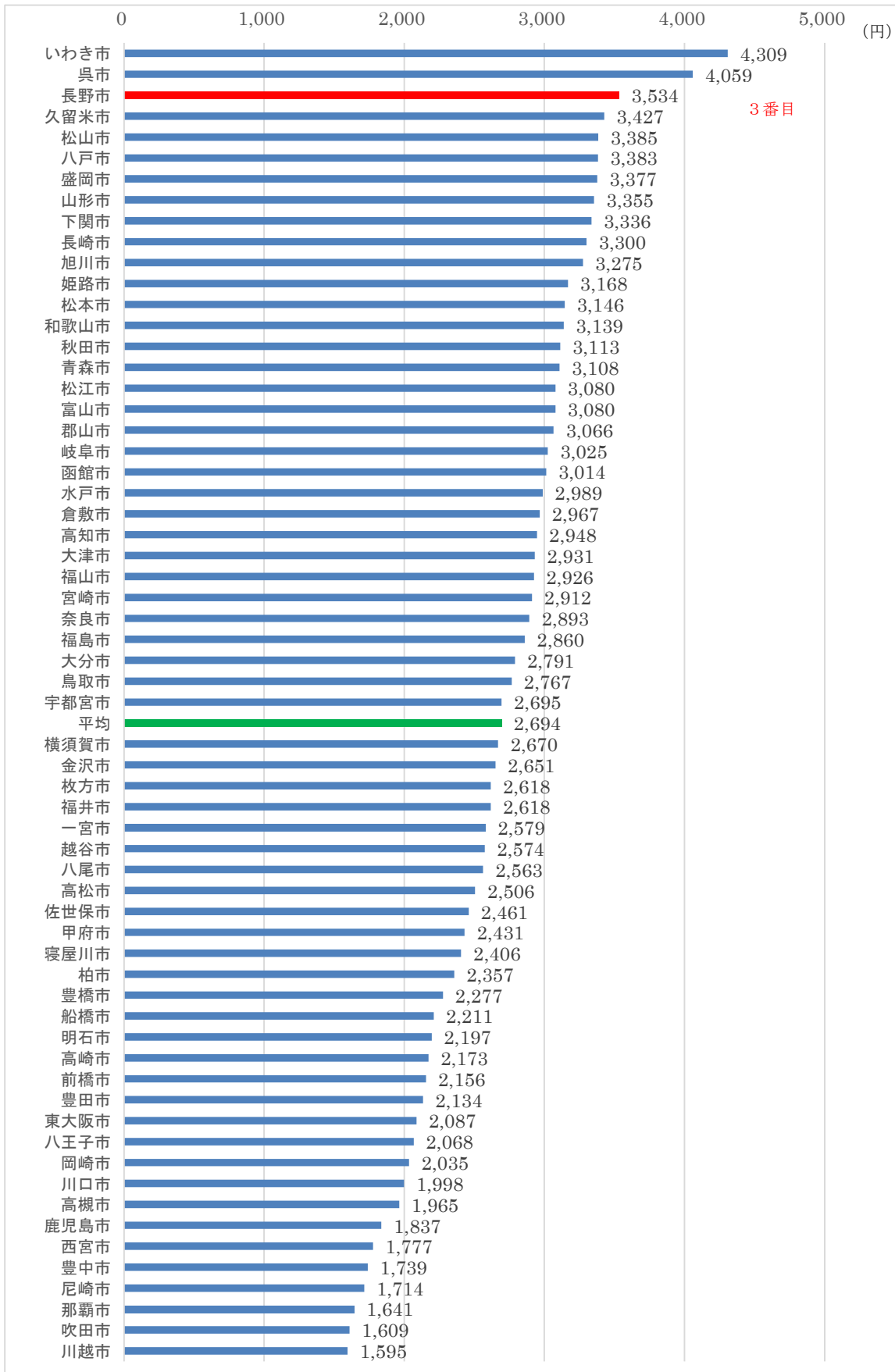
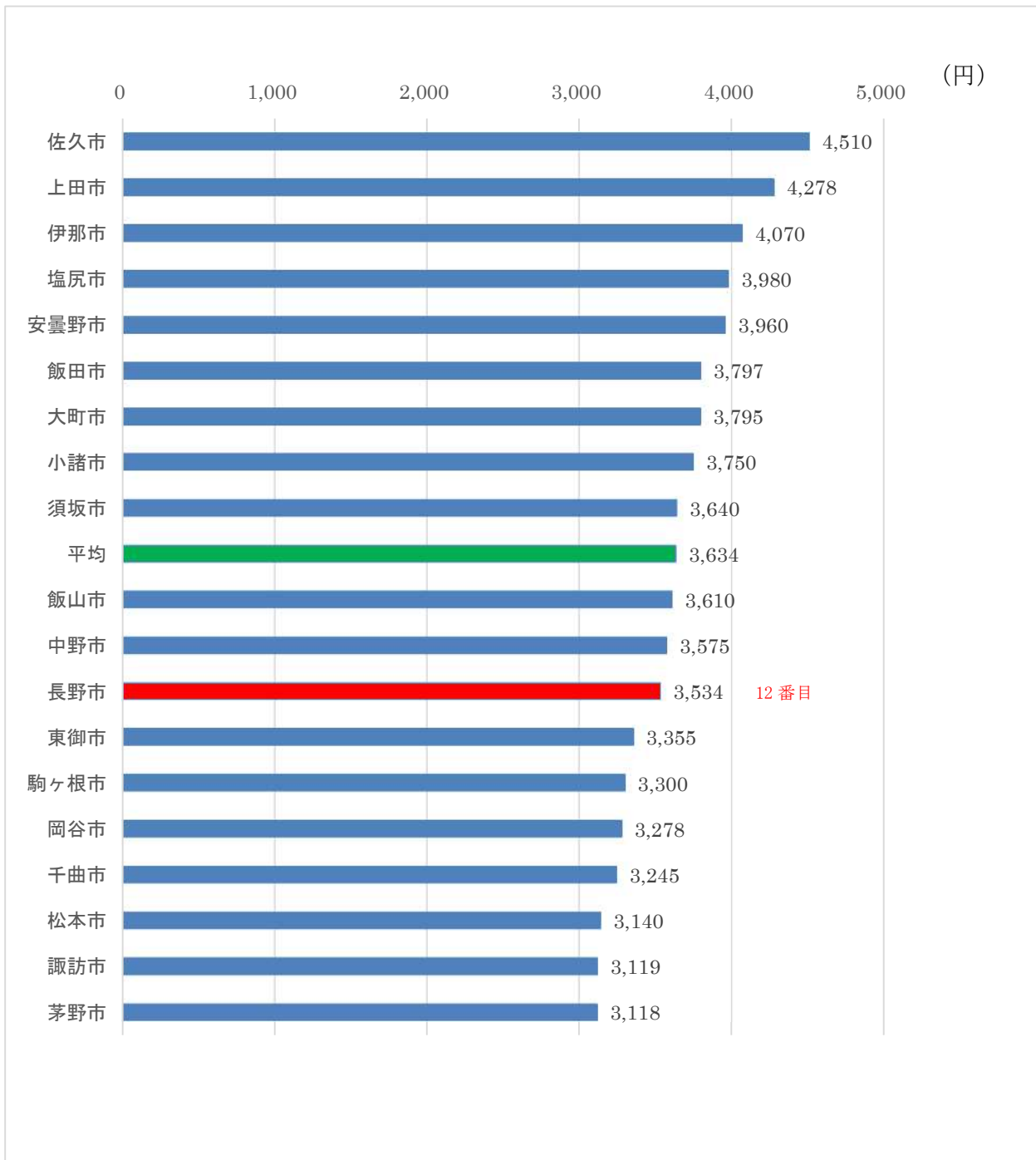


図3-2 県内市（19市）の下水道使用料（1か月・20m³・税込）



（2）基本水量の設定

ア 長野市の基本水量の設定

長野市は、1か月につき8 m³（別荘汚水は10m³）までの汚水排除量を基本水量とし、一律に基本使用料を算定しています。8 m³（10m³）を超えた汚水排除量は、超過使用料として算定しています。

イ 中核市の基本水量の設定

表3-1 中核市（62市）の基本水量

基本水量（m ³ ）	中核市数	割合（％）
10	16	25.8
8	9	14.5
7	1	1.6
6	1	1.6
5	2	3.3
0（※）	33	53.2
合計	62	100.0

※0 m³は、基本水量は設定していないが、基本使用料は設定している市

ウ 県内市の基本水量の設定

表3-2 県内市（19市）の基本水量

基本水量（m ³ ）	県内市数	割合（％）
10	10	52.7
8	2	10.5
5	2	10.5
0（※）	5	26.3
合計	19	100.0

※0 m³は、基本水量は設定していないが、基本使用料は設定している市

（3）基本使用料

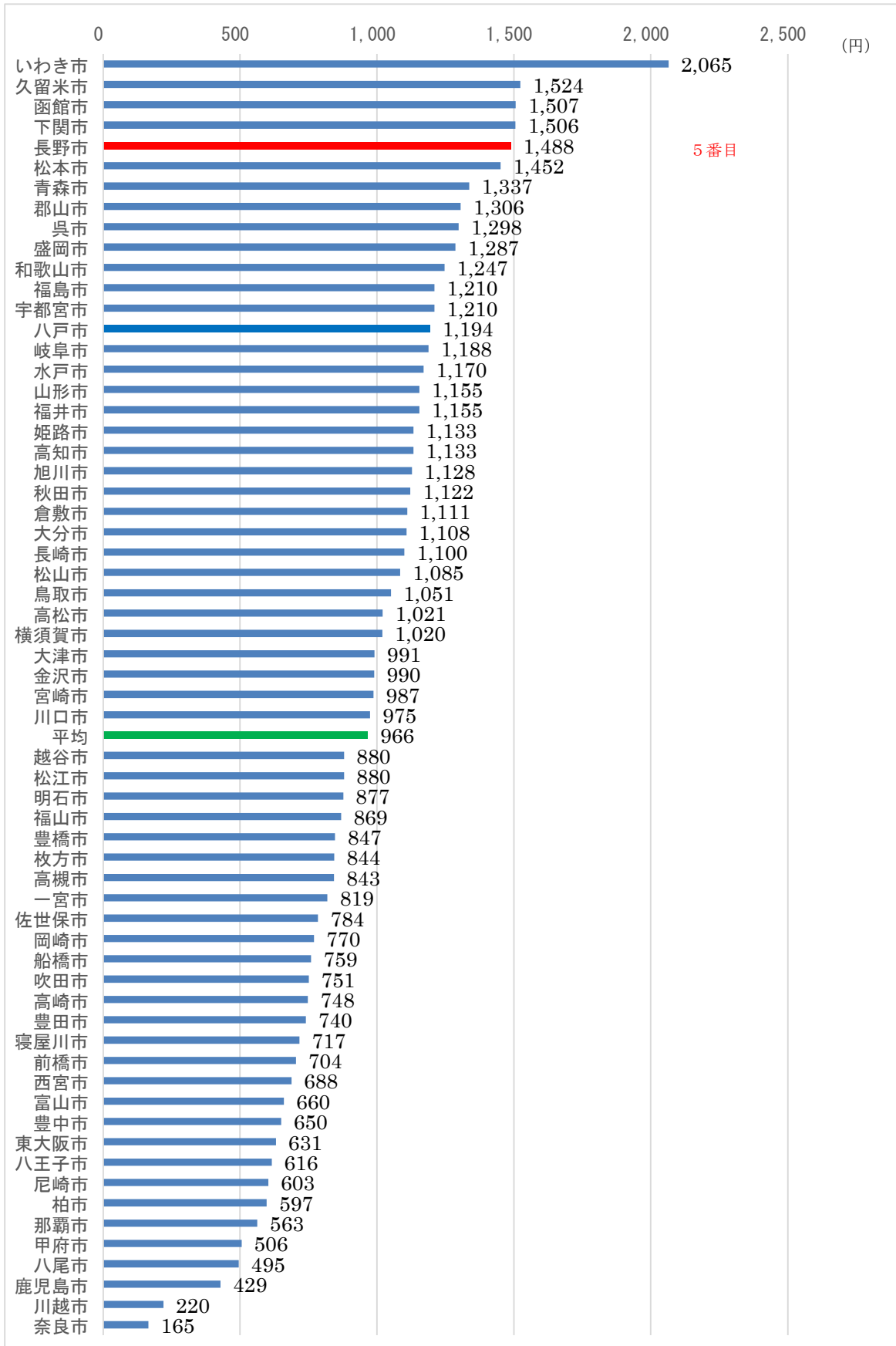
ア 長野市の基本使用料（令和7年度）

表3-3 長野市の基本使用料（1か月、税込）

種別	基本使用料（円）
一般汚水（8 m ³ ）	1,488.3
別荘汚水（10m ³ ）	1,829.3
公衆浴場汚水（8 m ³ ）	1,111.0

イ 中核市の基本使用料（令和7年度）

図3-3 中核市（62市）の基本使用料（一般污水・1か月・税込・小数点以下切捨て）



※高松市については、基本使用料0円であるが、定額料金として基本使用料相当額を設定している。

図3-4 中核市（基本水量制 29市）の基本使用料（一般汚水・1か月・税込・小数点以下切捨て）

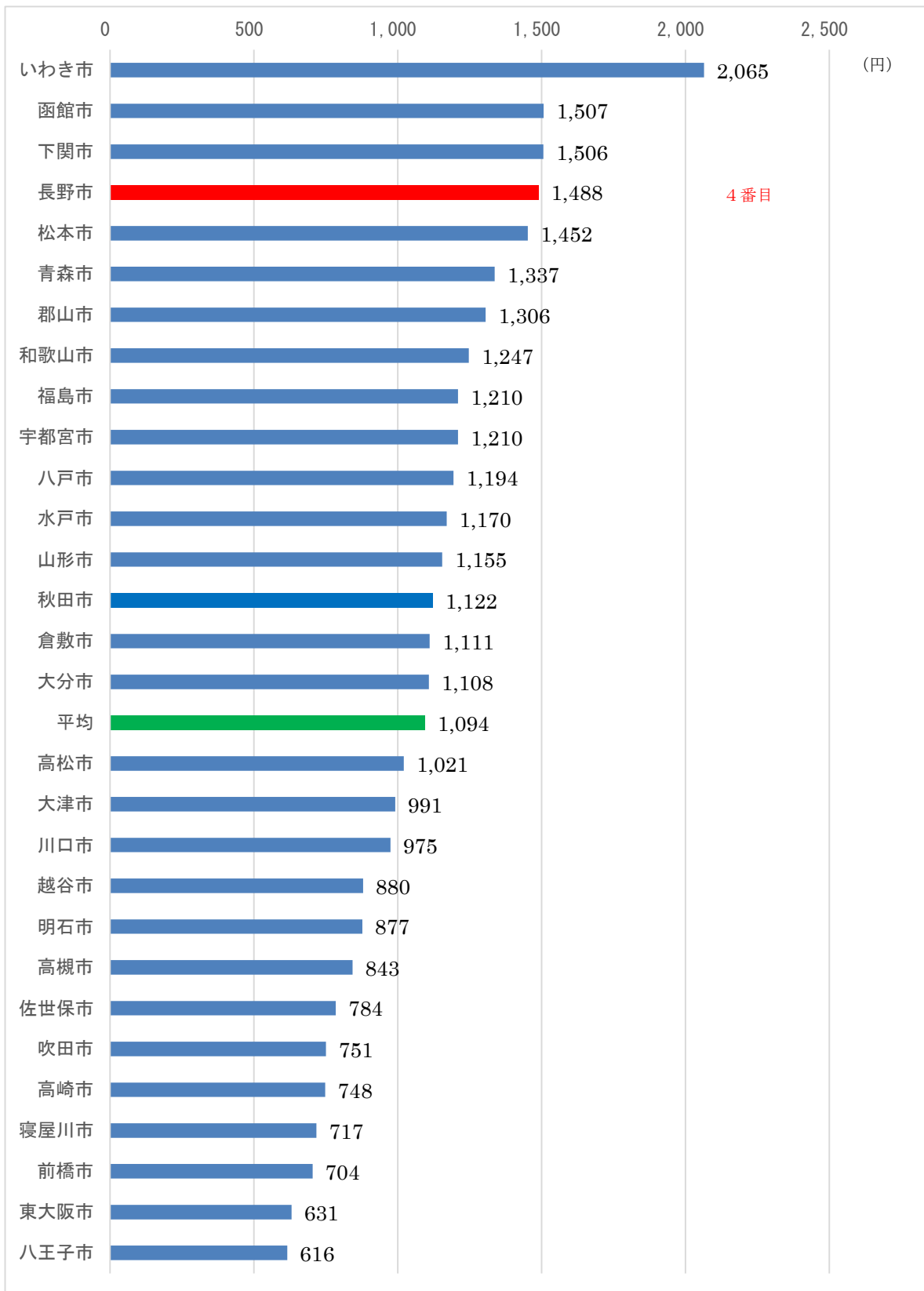
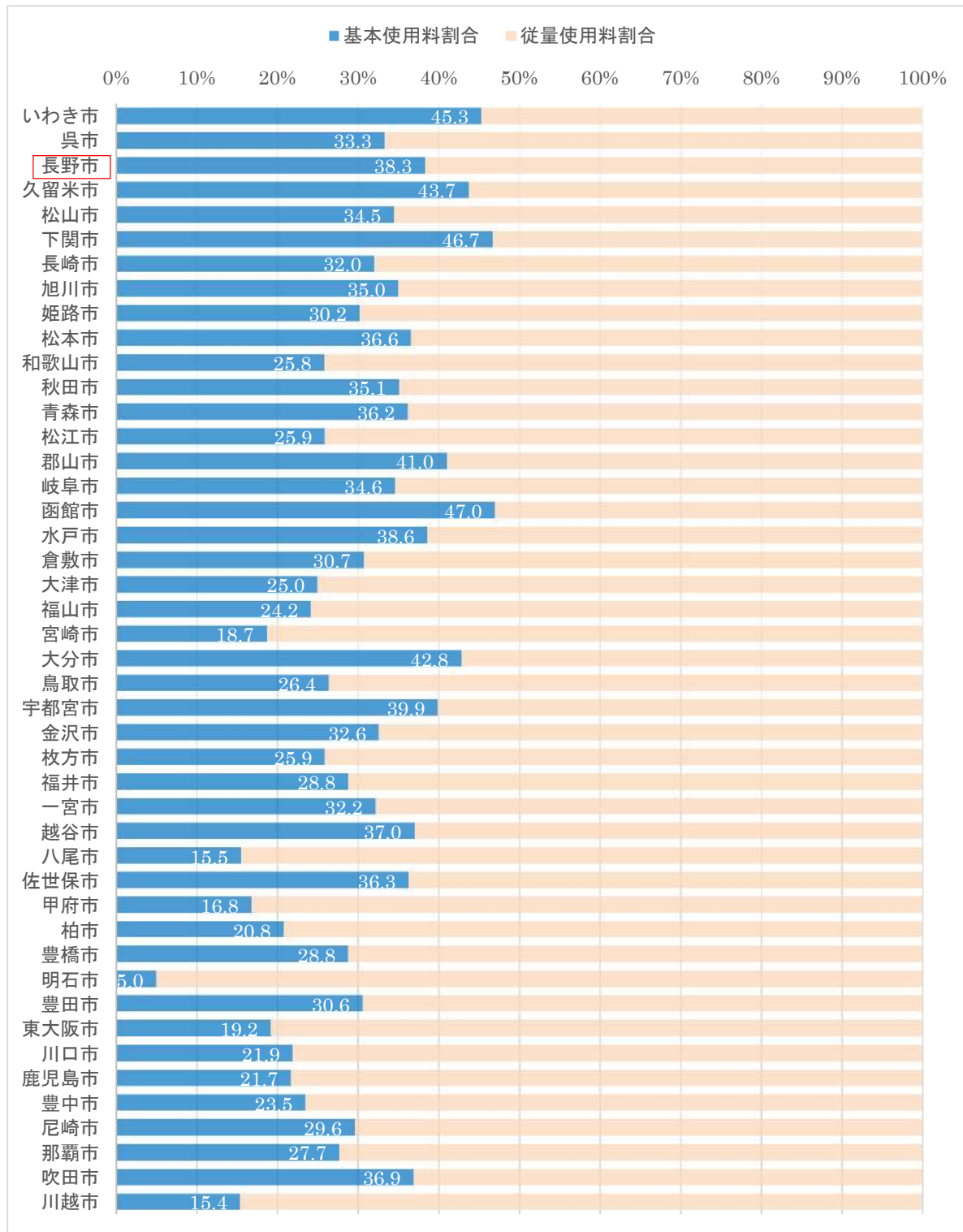


図3-5 中核市（45市）の年間使用料に占める基本使用料の割合（令和6年度 回答市のみ）

長野市	38.3%
最高	47.0%
最低	5.0%
平均	30.2%



※ 図3-1に記載された中核市の順番に基づいて作成

ウ 県内市の基本使用料（令和7年度）

図3-6 県内市（19市）の基本使用料（一般汚水・1か月・税込・小数点以下切捨て）

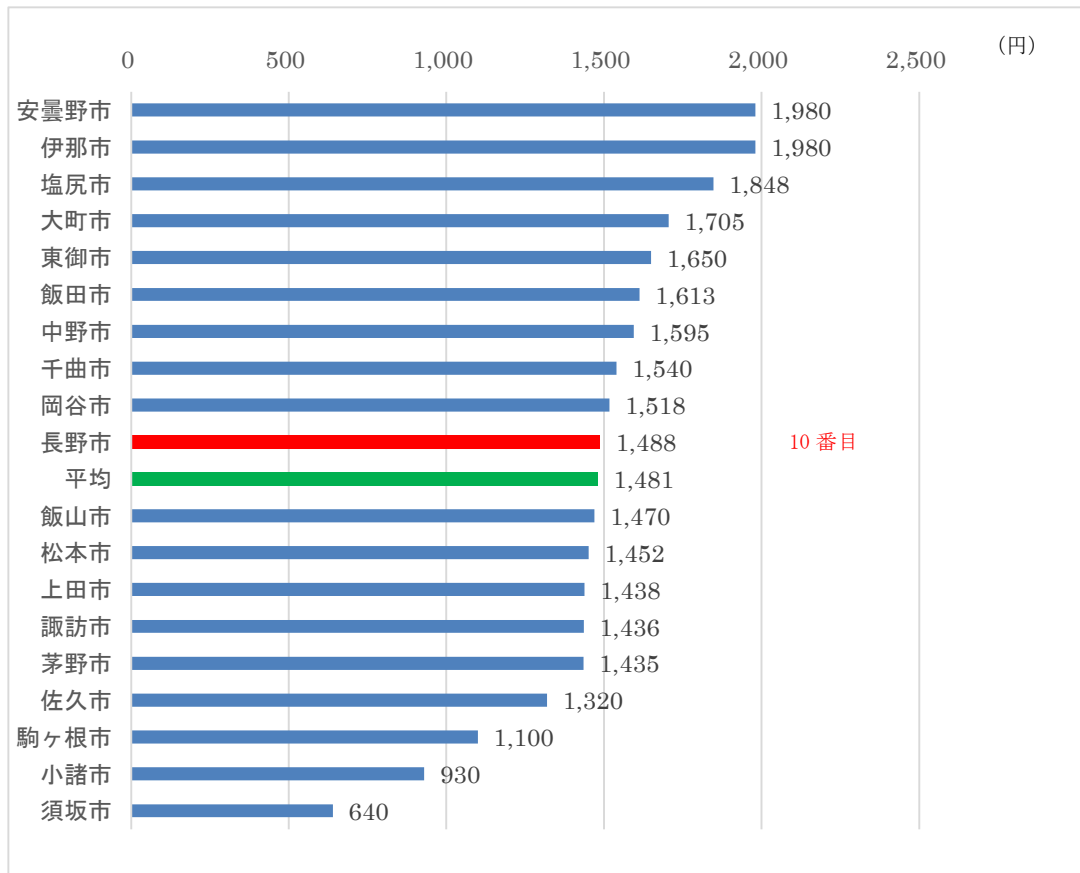


図3-7 県内市（基本水量制 14市）の基本使用料（一般汚水・1か月・税込・小数点以下切捨て）

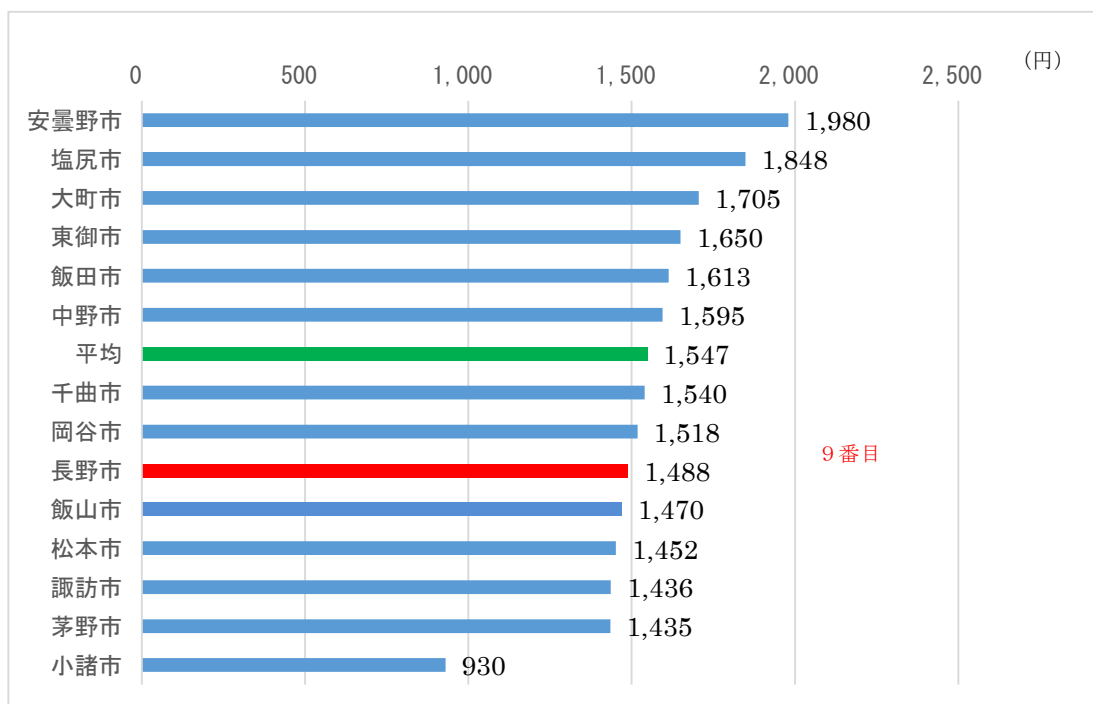
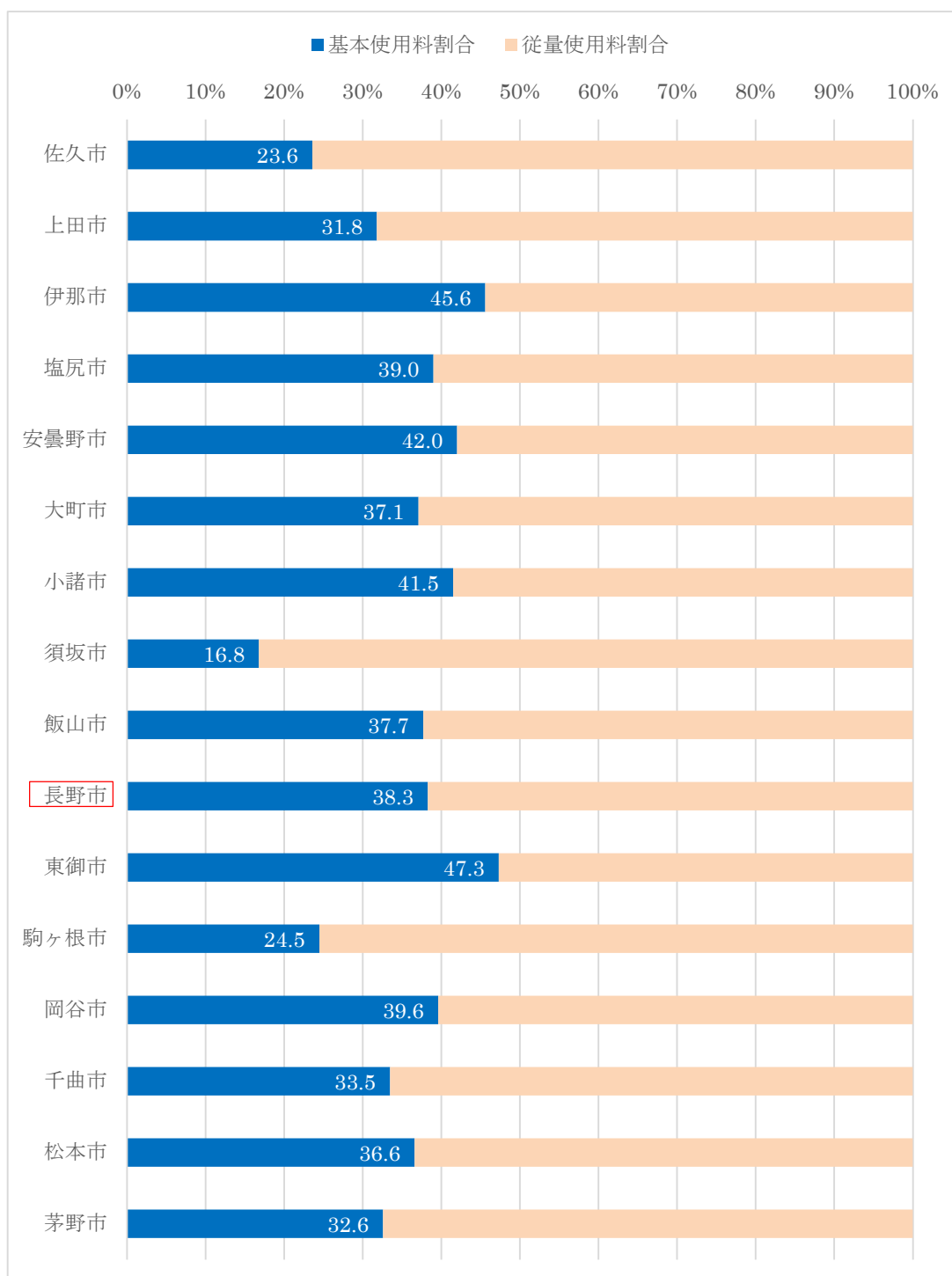


図3-8 県内市（16市）の年間使用料に占める基本使用料の割合（令和6年度 回答市のみ）

長野市	38.3%
最高	47.3%
最低	16.8%
平均	36.4%



※ 図3-2に記載された県内市の順番に基づいて作成

（4）超過使用料の累進度（令和7年度）

ア 長野市の超過使用料の累進度（一般污水）1.82（最高単価310.2円÷最低単価170.5円）

イ 中核市の超過使用料の累進度

図3-9 中核市（62市）の超過使用料の累進度

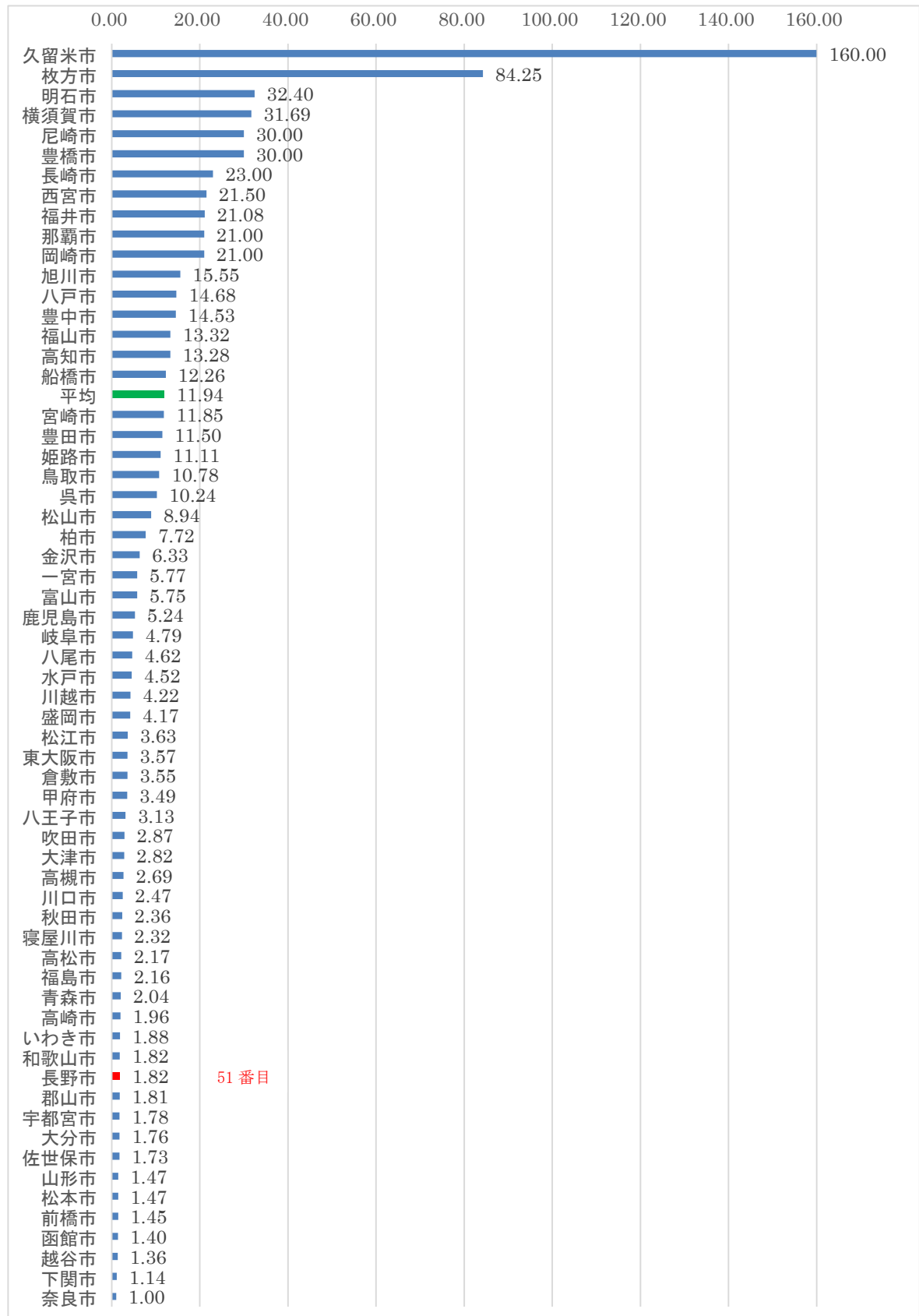


図3-10 中核市（基本水量制 29市）の超過使用料の累進度



ウ 県内市の超過使用料の累進度（令和7年度）

図3-11 県内市（19市）の超過使用料の累進度

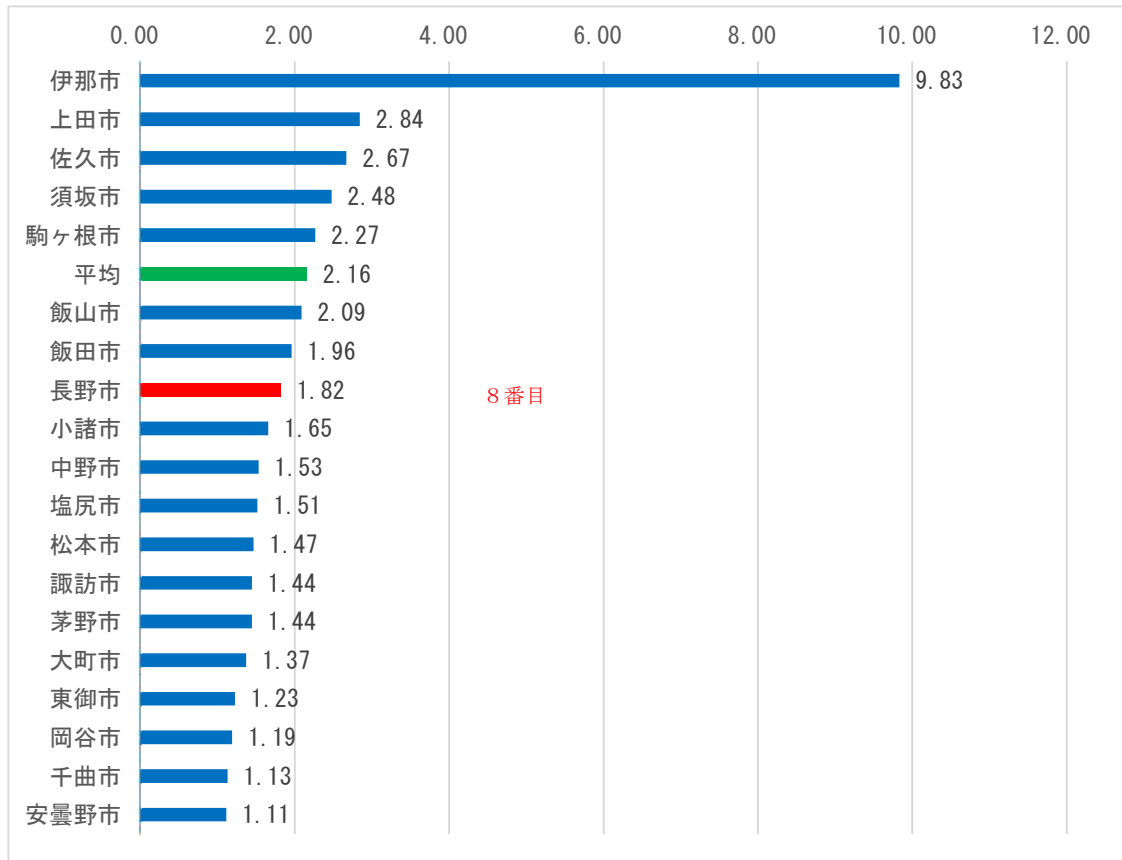
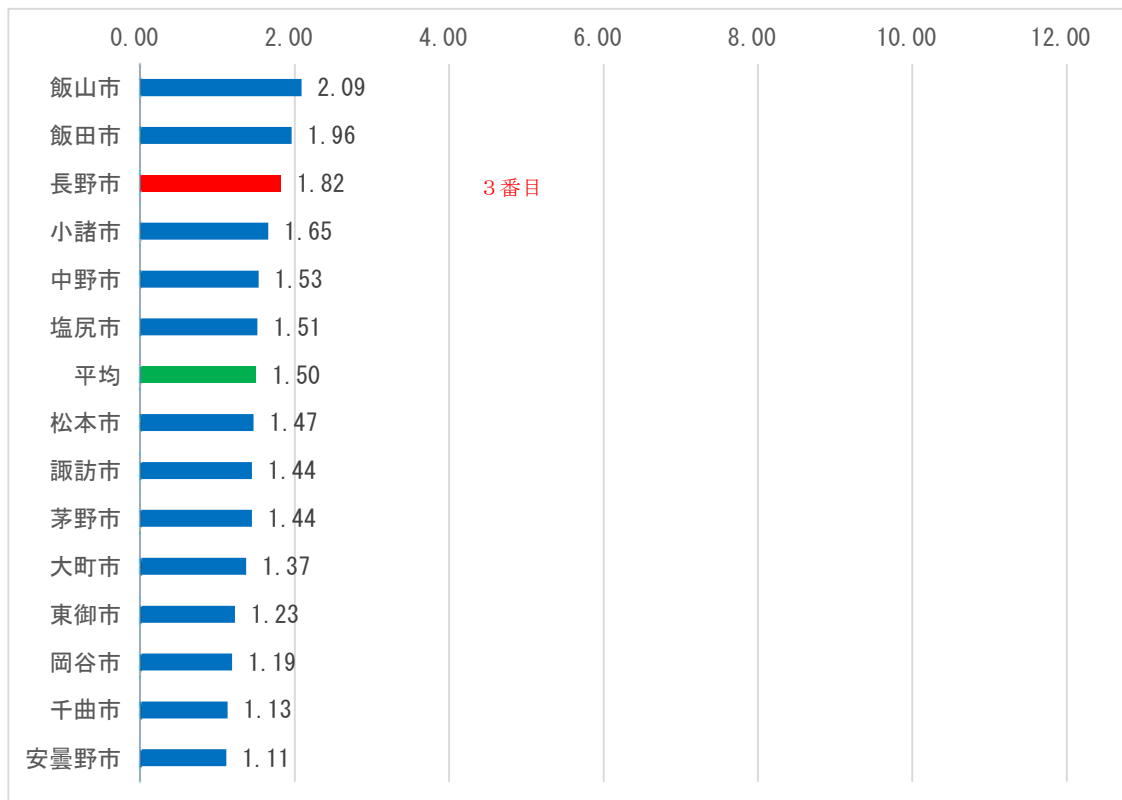


図3-12 県内市（基本水量制 14市）の超過使用料の累進度



(5) 使用料体系（令和7年度）

長野市及び中核市・県内市の使用料体系

表3-4 中核市・県内市の使用料体系（超過使用料単価）（税込）

市名		長野市	いわき市	川越市	佐久市	茅野市
基本使用料（円）		1,488.3	2,065.8	220	1,320	1,435.5
基本水量		8 m ³	10m ³	0 m ³	0 m ³	10m ³
超過使用料単価（円）	汚水排除量(m ³) 5	170.5	224.4	88	132	168.3
	8				154	
	10					
	20	194.7	249.7	115.5	176	184.8
	25				242	
	30				264	
	50	259.6	369.6	165	286	220
	100				308	
	200				330	
	250	288.2	396	192.5		235.4
	300					
	500					
	501以上	310.2	420.2	209	352	243.1

※ 1 か月20m³を使用した場合の中核市及び県内市の下水道使用料について、料金が最も高い都市と最も安い都市を比較

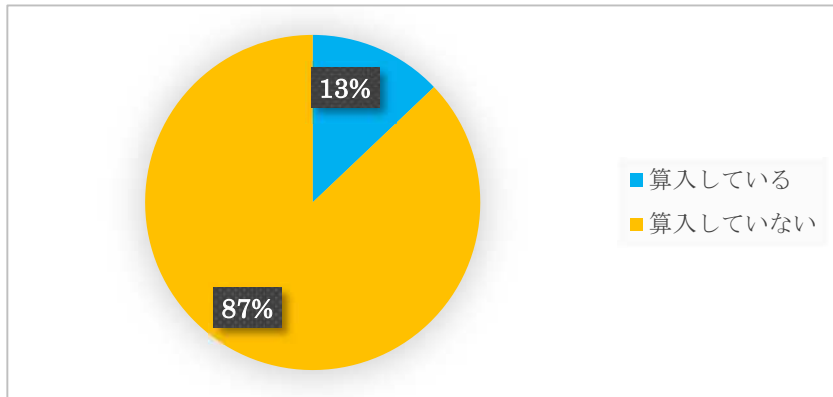
表3-5

		超過使用料単価	
		最 低	最 高
中核市62市	均一単価 1市	136.4円（奈良市）	
	累進制 61市	2.2円 （久留米市）	507円 （横須賀市）
県内19市	均一単価		
	累進制	33円 （伊那市）	352円 （佐久市）
	長野市	170.5円	310.2円

4 中核市の資産維持費の算入について（令和7年度）

資産維持費は、施設の更新時の物価上昇や高規格化（耐震化等）に伴う価格上昇を補うための費用で、中核市62市のうち8市が算入している。

図4-1 中核市（62市）の資産維持費の算入



5 他市の状況まとめ

（1）下水道使用料について

長野市の1か月20 m³使用時の料金は3,534円で、中核市62市の比較では、中核市平均2,694円を上回り、高い方から3番目に位置しています。ただし、10番目の長崎市との差は234円、20番目の岐阜市とは509円と、それほど大きな差ではありません。

長野市は面積が広く管路延長が長いので、下水は勾配による自然流下で排水を行います。途中でポンプアップが必要になるほか、大規模な終末処理場が3施設あるなど、維持管理費の負担が大きい状況です。同様に、いわき市は広大な面積（1,232.5 km²）と低い人口密度（560人/km²）に加え、東日本大震災の復旧投資が維持管理費を押し上げています。

（2）基本水量制について

長野市では基本水量を1か月8 m³と設定し、基本使用料を算定しています。中核市62市のうち、基本水量を設定している市は29市で約47%です。

国の使用料改定に関する基本的な考え方では、「基本水量制は、基本水量の範囲内の利用者間の負担の公平性の観点から課題もあることから、斬新的に解消されていくことが望ましい」とされています。この方針に基づき、前回令和4年度の見直し以降、5市が廃止しています。また、県内19市では、基本水量を設定している市が14市で約74%を占めていますが、中野市は本年10月から廃止する予定です。

（3）累進度について

長野市の超過使用料における累進度は1.82（最高単価310.2円÷最低単価170.5円）です。本市と同じく基本水量制を採用する中核市の平均累進度3.68と比較すると低い水準ですが、県内では平均値1.50よりやや高い状況です。